

下関リハビリテーション病院  
指定訪問リハビリテーション運営規定

## 《事業の目的》

第一条 下関リハビリテーション病院が開設する指定訪問リハビリテーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

## 《運営の方針》

第二条 1. 事業所の理学療法士等は、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態等となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的にサービスを提供するものとする。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 《事業所の名称等》

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称：下関リハビリテーション病院  
② 所在地：山口県下関市今浦町9番6号

《従業員の種類、員数、及び職務内容》

第四条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者(院長)：1名(常勤職員)  
勤務医(医師)：1名以上(常勤職員)

診察や運動機能検査等を行い、その結果を基に指定訪問リハビリテーション計画やケアマネ用の計画に指導・助言あるいは必要な指示を行うものとする。

事業所の理学療法士等の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- |   |        |       |      |        |
|---|--------|-------|------|--------|
| ② | 理学療法士等 | 理学療法士 | 9名以上 | (常勤職員) |
|   |        | 作業療法士 | 4名以上 | (常勤職員) |
|   |        | 言語聴覚士 | 1名以上 | (常勤職員) |

主治医との密接な連携と指定訪問リハビリテーション計画に基づき、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

### 《営業日及び営業時間》

第五条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日： 月曜日から金曜日までとする。

但し、土曜日、日曜日、年末年始（12月30日～1月3日）については、利用者、家族、介護支援専門員との相談によりリハビリテーションが必要な場合は適宜指定訪問リハビリテーションを実施する。

- ② 営業時間：9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。（時間外は応相談）

《指定訪問リハビリテーション事業の内容》

第六条 指定訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- ① 病状、障害の観察
- ② 生活環境への適応
- ③ 廃用症候群の予防
- ④ 基本動作能力の維持・回復
- ⑤ 日常生活活動の維持・回復
- ⑥ 対人・社会交流の維持・拡大
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導（介護負担の軽減）
- ⑧ 日常生活の自立に向けての指導
- ⑨ 福祉用具利用・住宅改修に関する助言

《指定訪問リハビリテーション事業の利用料等》

第七条 介護保険における指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険被保険者証記載の額とする。厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。

介護保険各法における指定訪問リハビリテーションを提供とした場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（訪問リハビリテーション費）によるものとし、利用者負担額は、その1割（一定以上所得者の場合、その2割又は3割）の額とする。

1) 基本利用料

・要介護被保険者

訪問リハビリテーション費 及び 加算分 介護被保険者証記載のとおり。

2) その他料金

- ・サービス提供記録等の複写物の閲覧または交付する場合、A4 サイズは1枚10円、A3 サイズは1枚20円とする。ただし、その合計金額が550円以下の場合是一律550円とする。
- ・日常生活上必要な物品は実費負担とする。

《通常の事業の実施地域》

第八条 通常の事業の実施地域は、下関市本庁東部、本庁西部、本庁北部、彦島、長府、川中、安岡・吉見及び勝山・内日各圏域（各圏域内の離島を除く）の区域とする。

《緊急時における対応方法》

第九条 1. 理学療法士等は、指定訪問リハビリテーションを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急の事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。

2. 理学療法士等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医、介護支援専門員に報告しなければならない。

《相談・苦情処理》

第十条 1. 事業所は、利用者からの指定訪問リハビリテーションに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応致します。

2. 事業所は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いも致しません。

《虐待防止に関する事項》

第十一条 1. 事業所は、利用者の尊厳保持・人格尊重、虐待の未然の防止・早期発見等のため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業員に対する研修を年1回以上の実施。
- ② 虐待の防止に係る責任者を選定する。  
役職：医療連携室 室長
- ③ 虐待の防止のための指針を整備する。
- ④ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回開催する。

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものと致します。

《その他運営についての重要事項》

第十二条 1. 事業所は、理学療法士等の質的向上を図るための機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回
2. 理学療法士等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 理学療法士等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、理学療法士等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、理学療法士等との雇用契約の内容とする。
4. いかなる状況においても、要介護者等の自由を制限するような身体拘束は行わない。
5. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は下関リハビリテーション病院内での協議に基づいて定めるものとする。

附則

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等  
この変更規定は、平成28年6月1日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等  
この変更規定は、平成29年5月1日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等  
この変更規定は、平成29年5月27日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等  
この変更規定は、平成29年7月1日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等  
この変更規定は、平成30年4月1日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等  
この変更規定は、平成30年5月1日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等  
この変更規定は、平成30年7月1日から施行する。

変更《指定訪問リハビリテーション事業の利用料等》第7条  
この変更規定は、平成30年8月1日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等  
この変更規定は、平成30年9月1日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等  
この変更規定は、平成30年10月1日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等  
この変更規定は、平成31年4月1日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等  
この変更規定は、令和1年6月1日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等  
《営業日及び営業時間》第5条①

この変更規定は、令和1年10月1日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等  
《相談・苦情処理》第十条追加

《その他運営についての重要事項》第十条削除第十一条追加

この変更規定は、令和2年2月1日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等  
この変更規定は、令和2年4月1日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等  
この変更規定は、令和2年6月1日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等  
この変更規定は、令和2年8月1日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等  
《営業日及び営業時間》第5条①

この変更規定は、令和2年11月1日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等  
この変更規定は、令和3年2月1日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等  
《虐待防止に関する事項》第十一条追加

《その他運営についての重要事項》第十一条削除第十二条追加

この変更規定は、令和3年6月1日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等  
この変更規定は、令和3年8月1日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等  
この変更規定は、令和3年11月1日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等  
この変更規定は、令和4年1月1日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等  
この変更規定は、令和4年3月1日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等  
この変更規定は、令和4年7月1日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等  
この変更規定は、令和4年9月16日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等  
この変更規定は、令和4年11月1日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等  
この変更規定は、令和4年11月18日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第4条②理学療法士等

この変更規定は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第 4 条②理学療法士等

この変更規定は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

変更《虐待防止に関する事項》

この変更規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

変更《通常の事業の実施地域》

この変更規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

変更《従業員の職種、員数、及び職務内容》第 4 条②理学療法士等

この変更規定は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。